

総合型放課後事業運営業務事業者選定基準（案）

令和4年9月
枚方市教育委員会

1 運営事業者選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方

総合型放課後事業「放課後キッズクラブ」の事業者の募集及び選定に際して、申請団体に交付する募集要項と一体のものとして、業務提案と価格評価により委託契約予定事業者（以下「予定事業者」という）を選定するための基準として、この事業者選定基準（以下「本選定基準」という）を用いる。

委託契約予定事業者には、運営業務等を通じて、効率的、安定的かつ継続的なサービスの提供を求めらるるものであり、申請団体の幅広い能力を総合的に評価することが求められる。

したがって、委託契約予定事業者の選定に当たっては、申請団体が事業計画書（様式第2号）に規定する要求事項に対し、提案に当たっての確認事項を満たしていることを前提として、運営に係る金額のほか経営方針、運営・管理計画の提案内容等事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する。

要求事項	事業計画書（様式第2号）【3 事業計画】に規定する1～6までの事項
確認事項	要求事項を達成するための必須事項
加点事項	確認事項以上の優れた提案内容に対する加点評価を行う事項

2 審査体制等

委託契約予定事業者の選定を適正に行うため、教育委員会の附属機関として、有識者等の外部委員で構成する総合型放課後事業委託事業者選定審査会を設置する。

審議は、本選定基準に基づき申請書等の審議を行い、各要求事項に対する確認・加点事項等を各委員が確認・採点を行う。

(1) 内容審査

申請書類及び応募者資格の確認を経た団体に対し、選定審査会は内容審査を実施する。

内容審査は、要求事項を満たすための方法を確認するとともに、申請団体による確認事項以上の優れた提案に対して、その内容が実現性があり、条例・規則に沿ったものであるか等について調査審議し、提案内容に対して得点を付与する加点評価を実施する。このため、加点評価となった事項（加点事項）については、要求事項水準として定められる。

内容審査では下表に示す5段階により評価を実施し、各団体の評価点として算定を行う。

評価内容	採点基準
A	10点
B	8点
C	5点
D	3点
E	0点

(2) 選定審査会の意見について

選定審査会で提案内容に対する意見が出され、契約締結の段階で、教育委員会と予定事業者の間で提案内容の改善が必要であることが合意された場合は、当初の要求事項に包含して取り扱うことができる。

3 委託料について

委託料の額については、委託料総額の最も低い額を提案した団体の得点を100点（満点）とし、その他の団体には最低価格を基準としてそこからどの程度高くなっているかにより減点し、順位付け（得点化）を行う。

■委託料の得点化計算式

$$100 - 100 \times (\text{提案額} - 1\text{位の額}) / 1\text{位の額}$$

4 業務提案と価格評価

選定審査会は、事業計画の内容（内容審査）及び委託料の得点化を実施し、それらを総合的に評価することにより、評価点の高い事業者を予定事業者として選定するものとする。

評価点の算出に当たっては、全委員の評価点を100点満点とし、内容審査の得点の合計点数（100点）に6割、委託料の得点額に4割を配分する（下記の所定の計算式で行う）。

■業務提案と価格評価の計算式

$$\begin{array}{l} \text{業務提案と価格評価点} \\ \text{(100点)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{内容審査の得点} \times 6\text{割} \\ \text{(満点100点} \times 6\text{割)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{委託料の得点化} \times 4\text{割} \\ \text{(満点100点} \times 4\text{割)} \end{array}$$